

鹿児島市

令和6年度 介護保険 集団指導資料

－ 共通資料 －

1. 介護保険利用者負担割合について . . . 2 ページ
2. 過誤調整について . . . 4 ページ
3. 第三者行為（交通事故等）の届出について . . . 6 ページ
4. 訪問歯科診療の案内 . . . 7 ページ
5. ぴったりサービスの案内 . . . 8 ページ

介護保険利用者負担割合について

平成30年8月以降の介護保険サービス利用分について、利用者負担割合の見直しが行われ、要支援・要介護認定者、事業対象者に対して、「1割」「2割」「3割」の負担割合証を交付しているところです。

つきましては、下記のとおり制度の概要と本市の対応をお知らせいたしますので、利用者の方への対応や説明等にご配慮賜りますようお願いいたします。

1 制度概要

3割負担	<p>下記の両方に該当する場合は、<u>現役並み所得者</u>として3割負担となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人の合計所得金額が220万円以上 ・同一世帯の65歳以上の方（本人含む）の「年金収入＋その他の合計所得金額」の合計が、※単身世帯の場合で340万円以上、2人以上の世帯の場合で463万円以上（※この金額未満の場合2割又は1割）
2割負担	<p>下記の両方に該当する場合は、<u>一定以上所得者</u>として2割負担となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人の合計所得金額が160万円以上220万円未満 ・同一世帯の65歳以上の方（本人含む）の「年金収入＋その他の合計所得金額」の合計が、※単身世帯の場合で280万円以上、2人以上の世帯の場合で346万円以上（※この金額未満の場合は1割）
1割負担	上記の2割、3割以外の方

・合計所得金額とは、収入から、公的年金等控除・給与所得控除・必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額のことです。平成30年8月から土地・建物の譲渡所得がある場合には、地方税法に規定される合計所得金額から租税特別措置法に規定される長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額を用います。令和3年8月から当該合計所得金額に給与所得又は公的年金等の雑所得が含まれる場合、給与所得及び公的年金等の雑所得の合計額から10万円を控除した額となります。

・その他の合計所得金額とは、合計所得金額から、年金の雑所得を除いた所得金額のことです。令和3年8月からその他の合計所得金額に給与所得が含まれる場合、給与所得の金額（租税特別措置法第41条の3の11第2項に該当する場合は、所得金額調整控除前の金額）については、10万円を控除した金額となります。

・本人が市区町村民税非課税である場合、生活保護の受給者である場合、旧措置入所者である場合及び65歳未満である場合は、1割負担となります。

・第1号被保険者の転居・死亡・65歳到達等による世帯構成の変更や所得更正などにより、適用期間内での負担割合の変更や期間を遡っての変更の可能性があります。その場合には、鹿児島市より変更後の負担割合証を送付します。

裏面に続く

- ・保険料の滞納により、利用時支払額を3割（利用者負担割合が3割の方は4割）とする措置（給付額減額）を受けている場合は、負担割合証に記載された割合よりも当該措置が優先されます。
- ・負担割合は個人ごとに判定するため、同じ世帯でもそれぞれ負担割合が異なる場合があります。

2 本市の対応

① 交付対象者

サービス利用の有無に関わらず、要支援・要介護の認定を受けていて、認定の有効期間内の方（新規認定申請の方は、認定結果が確定した後に発送します。）や事業対象者の方。

② 交付時期・方法

毎年7月中旬から下旬頃に、住民票の住所、または送付先設定のある場合は送付先住所へ個人ごとに郵送します。

③ 再交付について

紛失・破損などにより必要な場合は、再交付申請を受け付けます。（詳しくはHP等でご確認ください。）本庁、各支所の介護保険担当窓口で即日交付が可能です。

④ その他注意事項

- ・ 本年1月2日以降に、本市に転入された方などは、転出元の市区町村に所得などの情報を確認するため、交付に時間がかかる場合がありますので、ご了承ください。
- ・ 利用者負担の割合は、負担割合証で確認していただくこととし、電話や窓口での照会にはお答えいたしません。
- ・ 死亡や転出などにより、資格を喪失した利用者が鹿児島市に負担割合証を返還してしまうとその後の再交付はできませんので、必ずサービス提供時に負担割合証を確認するようご注意ください。（転入直後などで負担割合証が交付されていない場合を除く。）

過誤調整について

国保連合会で審査決定済（支払済）の介護給付費について、請求誤りや請求もれ等があった場合は、「介護給付費明細書過誤調整依頼書」を保険者（市町村）へ提出する必要があります。サービス事業所から保険者（市町村）へ過誤調整依頼を行った後、正しい内容で再請求をしてください。

※誤った請求であっても、「返戻」・「保留」の場合は過誤調整の必要はありません。

過誤調整の種類

①通常過誤：請求誤り等があった場合に行います。

保険者に過誤調整依頼書を提出し、国保連合会から送付される「介護給付費過誤決定通知書」の決定内容を確認後、正当な内容で請求を行います。（過誤決定された請求内容は、翌月の支払額から差し引かれます。）

②同月過誤：実地指導や自主点検等により大量の請求取下げが発生する場合に、過誤申立と再請求を同月に行い差額のみを調整する方法です。

※どちらの方法で取下げを行うかを選択し、過誤調整依頼書の同月過誤、通常過誤のいずれかに○印をつけてください、また、総合事業サービスの場合にも右欄に○印をつけてください。

受付期間

①通常過誤・・・毎月 15日（介護保険課給付係 必着）

②同月過誤・・・毎月 月末（介護保険課給付係 必着）

※年末など大型連休により閉庁日が重なる場合は上記と異なります。また、大量に過誤調整される場合は、事前に介護保険課給付係までお問い合わせください。

提出方法

本庁介護保険課・各支所介護保険担当窓口・郵送

いずれの方法でも、受付期間は上記と同様です。支所や郵送での提出の際は受付期間にご注意ください。

（〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号 鹿児島市介護保険課 給付係 宛）

備考

- ・被保険者番号が『H』で始まる方は、保護第一課 給付医療係（直通 099 - 216 - 1251）へお問い合わせください。
- （生活保護の単独給付となり介護保険からの給付はないため取下げ処理はできません。）
- ・鹿児島市の被保険者のみが対象となります。他の市町村の被保険者の場合は、該当の保険者へ過誤調整依頼が必要ですのでご注意ください。
- ・依頼書の記入誤り（被保険者番号の記入誤りや担当者名の記入漏れ等）がないように、必ず提出前に見直しをしてください。間違って記入されていると、取下げる予定のない請求内容の取下げをしてしまう場合があります。
- ・過誤申立事由コード、過誤調整依頼書、依頼書記入例については、鹿児島市ホームページに掲載していますのでご確認ください。
- ・国保連合会から送付される「介護給付費縦覧審査確認表」にて「過誤する」と回答をした場合には、介護保険課への過誤調整依頼書の提出は不要です。確認表の内容を基に翌月の同月過誤にて過誤調整をおこないます。

事業所 → 保険者

保険者番号	4	6	2	0	1	0
保険者名	鹿児島市					

様

介護給付費明細書過誤調整依頼書

記載例

同月過誤

(必ず、どちらかに○印を付けること。)

通常過誤

必ず、同月過誤か通常過誤に○印をつけてください。

事業所番号	4	6	7	9	9	9	9	9	9	9
事業所名称	鹿児島△△事業所									
事業所所在地	〒 1111-1111 鹿児島市○○町△△番地									
連絡先(電話番号)	099-1111-1111									
担当者印	○○									

問い合わせ先の番号を記載してください。

令和 4 年 1 2 月 1 日

総合事業のサービスの場合には○印をつけてください。

※総合事業分の過誤調整依頼書は、介護分の依頼書と分けて作成してください。

既に支払決定を受けております介護給付費明細書について、下記サービス利用者分の過誤調整

被保険者番号	サービス提供年月	申立事由コード	申立理由	総合事業サービスの場合 右欄に○をつけること!
000000011111	R4.9	1042	申立事由コードはコード表を参考にしてください。 例) 請求誤り ...下二桁が02 請求誤り(同月)...下二桁が12 市からの指導 ...下二桁が42 市からの指導(同月)...下二桁が49	
3650009999	R4.9	1042		
000000011111	R4.10	1042		
3650009999	R4.10	1042		

記載は、

- ① サービス提供年月(古い月から)
- ② 被保険者番号(数字の小さい順)
の順でお願いいたします。

被保険者(市町村)の介護保険担当課(係)へ提出してください。
重複請求となりますのでご注意ください。
り記入してください。

過誤申立の理由を簡潔に記入してください。
例)
・市の指導による返還
・単位数の記入誤り
・公費の請求もれ

第三者行為（交通事故等）の届出について

1. 第三者行為（交通事故等）により介護サービスを利用する場合

介護保険の被保険者の方は交通事故等の第三者行為によって状態が悪化した場合でも介護保険サービスを受けることが出来ます。ただし、介護保険サービスの提供にかかった費用は加害者が負担するのが原則ですので、鹿児島市が一時的に立て替えたあとで加害者へ請求することになります。鹿児島市が支払った介護給付が第三者行為によるものかを把握する必要があるため、平成28年4月1日から、介護保険の第1号被保険者の方が、交通事故等の第三者行為を起因として介護保険サービスを受けた場合は、届出が義務となりました。（平成28年3月31日付介護保険最新情報 Vol.540）

2. 手続きについて

(1) 提出書類

- ア. 第三者行為による傷病届
 - イ. 事故状況発生報告書
 - ウ. 同意書
 - エ. 交通事故証明書（鹿児島県交通安全教育センターで有償発行）
 - オ. 示談書（加害者との示談が成立している場合のみ）
- ※上記書類は、鹿児島市ホームページにてダウンロードが可能です。

【掲載ページ】

ホーム>健康・福祉>介護保険>介護保険申請書ダウンロード>第三者行為による傷病届
<http://www.city.kagoshima.lg.jp/kenkofukushi/chouju/kaigohoken/kenko/fukushi/kaigo/download/shinse-21.html>

(2) 提出場所

鹿児島市役所 介護保険課

3. 第三者求償事案発見について

鹿児島市が第三者行為（交通事故等）により介護サービスを利用したか把握するためにも、被保険者からの届出を促すことが重要です。つきましては、貴事業所をご利用中の方で第三者行為が起因して介護サービスを利用ようになった方や状態が悪化した方について届出を促していただきますようご協力お願いいたします。

お問い合わせ先

〒892-8677 鹿児島市山下町11-1
鹿児島市役所 介護保険課 給付係
(直通) 099-216-1280

ご自宅や施設へ
訪問歯科診療
しています

早めの検診でお口のお悩み解消しましょう！



健康保険扱いで受けられます！

ご家庭や施設・入院中の寝たきり高齢者・障害者等の方への
歯科治療及び口腔ケア（お口の清掃）を行っています。
入れ歯の調子が悪い、歯が痛いなどお気軽にご相談ください。

お申し込みは最寄りの歯科医院もしくは **TEL.099-222-0574** まで
鹿児島市・鹿児島市歯科医師会

共通-7



R5.2月先行開始!

R5.3月先行開始!

引越し

選挙

子育て

介護

障がい者
支援

あなたにぴったりの
オンライン申請
を増やしてみました



オンラインで行える行政手続きが増えます



マイナンバーカード
+
スマホ・パソコン

いつでも どこでも
手続き OK!

詳しい内容は裏面をご覧ください

こちらから手続きできます
Check!



マイナポータルを利用した手続一覧

所管課

引越し

転出届

転入・転居届の来庁予定連絡

R5.2月先行開始!

市民課
☎216-1221

子育て

児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求

児童手当等の額の改定の請求及び届出

氏名変更/住所変更等の届出

受給事由消滅の届出

未支払の児童手当等の請求

児童手当等に係る寄附の申出、寄附変更等の申出

児童手当等の現況届

こども
福祉課

☎216-1261

児童扶養手当の現況届の事前送信

☎216-1260

支給認定の申請

保育施設等の利用申込

保育施設等の現況届

保育
幼稚園課

☎216-1258

妊娠の届出

母子保健課
☎216-1485

介護

要介護・要支援認定の申請

要介護・要支援更新認定の申請

要介護・要支援状態区分変更認定の申請

住所移転後の要介護・要支援認定申請

被保険者証の再交付申請

介護保険課
☎216-1278

居住(介護予防)サービス計画作成(変更)依頼の届出

高額介護(予防)サービス費の支給申請

介護保険負担限度額認定申請

居宅介護(介護予防)福祉用具購入費の支給申請

居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給申請

介護保険負担割合証の再交付申請

事故報告書

☎216-1279

☎216-1280

支援
障がい者

市民福祉手当(重度障害児手当)支給申請

市民福祉手当(重度障害者手当)支給申請

日常生活用具給付申請

自立支援医療(更生医療)受給者証等記載事項変更

自立支援医療(更生医療)の支給認定申請(新規・再認定・変更)

障害福祉課
☎216-1273

選挙

不在者投票用紙の請求

R5.3月先行開始!

選挙管理委員会
☎216-1471